

立川市保育所・幼稚園等における 虐待等の防止と対応に関するガイドライン

（「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改訂を受けて）

保育所等の保育に関する相談窓口

立川市保育課 042-523-2111（内1320）

立川市子ども家庭部保育課

令和8年5月

目 次

1 ガイドライン改訂の背景と目的	2
2 保育所、幼稚園等における虐待とは	3
3 保育所、幼稚園等の対応、市の対応.....	3
(1) 保育所、幼稚園等の対応.....	3
(2) 市の対応	4
4 情報収集と事実確認（根拠法令に基づく措置）	8
5 虐待の有無の判断	8
6 児童福祉審議会等について	11
7 虐待の状況の定期的な報告・公表について	12
8 実地確認について～対応後のフォローも～	12
(1) 実地確認の進め方	13
(2) 実地確認の実施体制	13
(3) 実地確認後の検討と報告	13
9 相談窓口	14
別添資料.....	15

Ⅰ ガイドライン改訂の背景と目的

令和5年5月に、こども家庭庁より示された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下、「初版ガイドライン」）では、不適切な保育や虐待の考え方が明確化され、保育現場や自治体に求められる事項等が示されました。

また、令和7年4月に成立した改正児童福祉法において、現場職員による虐待の通報義務等の仕組みが創設されました。

これと並行し、改正児童福祉法と令和6年度実施の「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を踏まえて、初版ガイドラインが改訂され、令和7年8月に「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下、「改訂ガイドライン」）が示されました。

初版ガイドラインは「保育所、地域型保育事業者、認可外保育施設及び認定こども園」を対象としていますが、改訂ガイドラインでは、これらに加えて一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業及び幼稚園等（幼稚園及び特別支援学校幼稚部）も対象としました（以下、「保育所、幼稚園等」）。さらにこれら保育所、幼稚園等の職員による虐待について通報義務を設け、その対応が法制化されたことが明示されています。

このように、子どもの安心・安全が最も配慮されるべき保育所、幼稚園等において、虐待はあってはならず、今後も継続した対応が必要とされています。

「虐待」の概念を軸に対応を再整理

（改訂ガイドライン6ページ参照）

初版ガイドラインでは「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるもの、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり」があるものと整理されていました。

一方で、日々保育の現場において行われる行為は仮にその一つ一つが虐待には該当しないものであっても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になりうるものもあると考えられます。
すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解されるため、改訂ガイドラインでは「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等が再整理されました。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待
● 身体的虐待 ● 性的虐待
● ネグレクト ● 心理的虐待
この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

出典：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン令和5年5月こども家庭庁」



虐待

● 身体的虐待 ● 性的虐待
● ネグレクト ● 心理的虐待

出典：「保育所や幼稚園における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン令和7年8月改訂子ども家庭庁・文部科学省」

2 保育所、幼稚園等における虐待とは

保育所、幼稚園等における虐待とは職員が子どもに行う次の行為をいう

（改訂ガイドライン4ページ）

- ① 身体的虐待：保育所等に通う子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通う子どもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通う子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通う子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他の子どもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通う子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通う子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（改正児童福祉法第33条の12第1項）

虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない。

上記を踏まえて今回、「不適切な保育」の概念は用いず、子どもの最善の利益、子どもの人権擁護や人格の尊重についての意識を共有するとともに、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭その他保育所、幼稚園等で働く職員。以下、「保育士等」）一人ひとりの子どもへの関わり方を振り返り、考えながら、より良い保育となる流れを保育現場と市がともに作っていくことを目的として、「立川市保育所等における不適切な保育の防止のためのガイドライン 立川市子ども家庭部保育課 令和7年3月」（以下、「本市ガイドライン」）を改訂しました。

3 保育所、幼稚園等の対応、市の対応

（1）保育所、幼稚園等の対応

未然に防ぐために

- 保育士等一人ひとりが、子どもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、子どもの人権・人格を尊重する保育について保育士等間で意識を共有できるようにする。これは一人ひとりの責務であると同時に、施設長・園長及びリーダー層の責任において徹底することが求められる。
- 「子どもにとってどうか」という視点で、保育所、幼稚園等全体の日々の保育の定期的な振り返りを行い、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指す。
- チェックリストや「保育所における自己評価ガイドライン」等を活用した保育の自己評価を行う他、研修の実施、会議等での対話、第三者評価等により、多様な視点から保育の気づきを得ることができるようになる。

保育所、幼稚園等内での評価と合わせて、利用者や地域からの意見等も参考にしながら、日々の保育のあり方を振り返り、保育士等に自らの気づきを促すことで、その後の取り組みにつながりやすくなります。

虐待と疑われる事案を発見したら

- 速やかに都又は市の相談窓口に通報する。その際正確に状況を把握して情報共有・相談し、その後の対応を協議する。
- 対応を早期に行うため、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な姿勢が基本となる。
- 組織として適切な対応を行わない場合は、発見者は一人で抱え込まず、速やかに都や市の相談窓口にご相談することが重要。公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第5条や改正児童福祉法第33条の12第6項において、虐待を通報した職員が不利益な取り扱いを受けないことが規定されている。

改正児童福祉法では、虐待通報と守秘義務について、虐待の発見者が自治体に通報することは守秘義務違反に当たらないことを明記（改正児童福祉法第33条の12第5項）しています。

また、改正児童福祉法第33条の13において、市町村の職員は、「その職務上知り得た事項であって当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されています。これは虐待を行っている職員に対して通報をしたことが漏れることにより、同じ施設の職員が、通報を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものです。

虐待と疑われる事案ではないが、対応が必要な場合には

- 保育の現場で行われている行為は、仮にその一つ一つが虐待には該当しないものであっても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、繰り返し等によって虐待になり得るものもある。その場合は、前述の「未然に防ぐ」ための取り組みを進め、保育の質の向上を目指すことが重要。

（２）市の対応

虐待防止のため、保育所、幼稚園等から相談・通報を受けた場合には、市は以下のように対応します。

相談や通報があった場合の対応

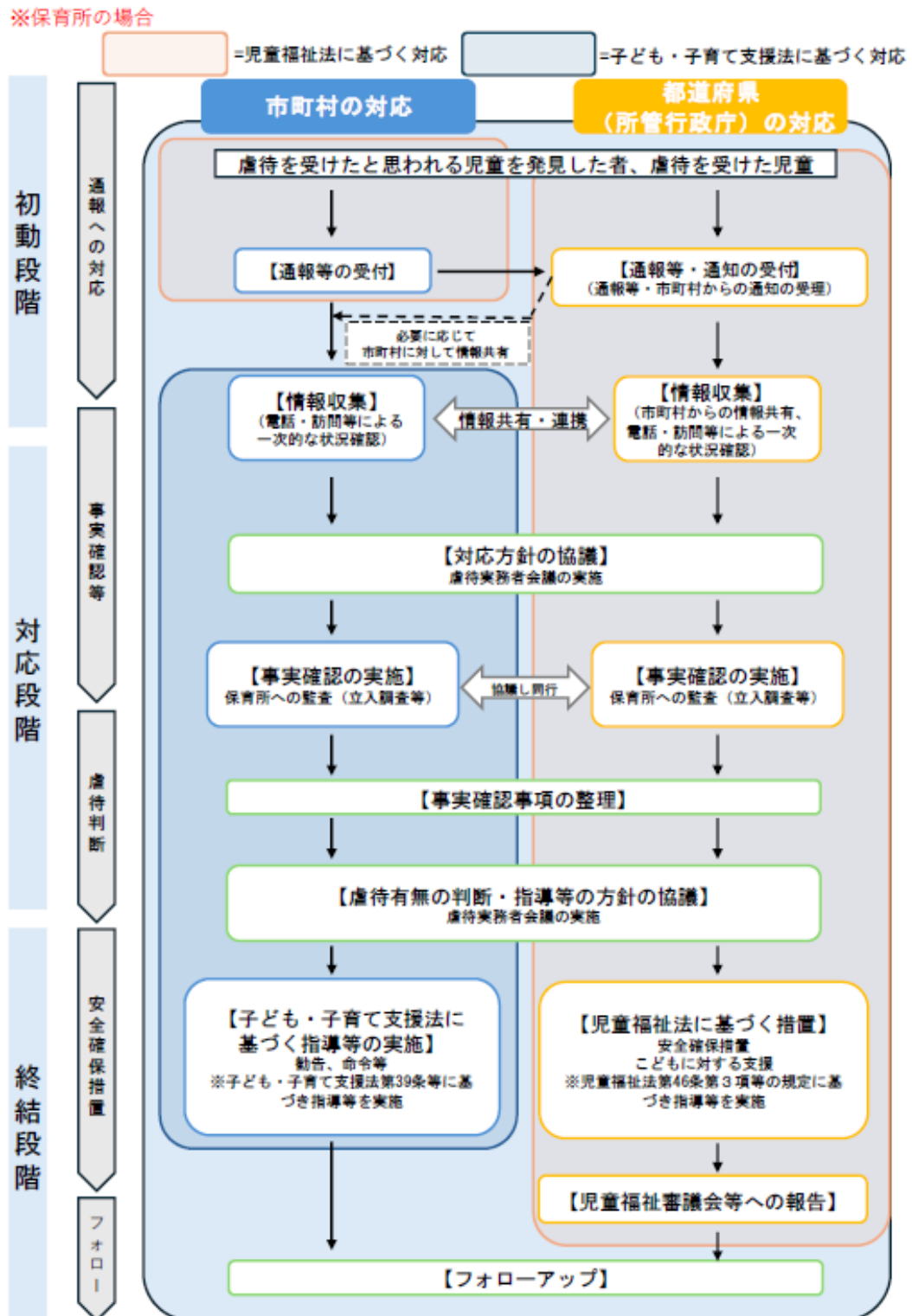
- ① 情報収集・事実確認
- ② 虐待の有無の確認・指導方針の決定
- ③ 安全確保措置の実施・子どもに対する支援
- ④ 児童福祉審議会等への報告
- ⑤ 必要に応じて実地確認を実施し、フォローアップを継続する

何よりも大切なことは、日頃から市と園とのコミュニケーションを大切にし、連携して対応することだと考えます。

以下に対応フローを示します。

立川市内の認可保育所の所管行政庁は東京都のため、市は都の判断を仰ぎながら連携して対応を進めます。

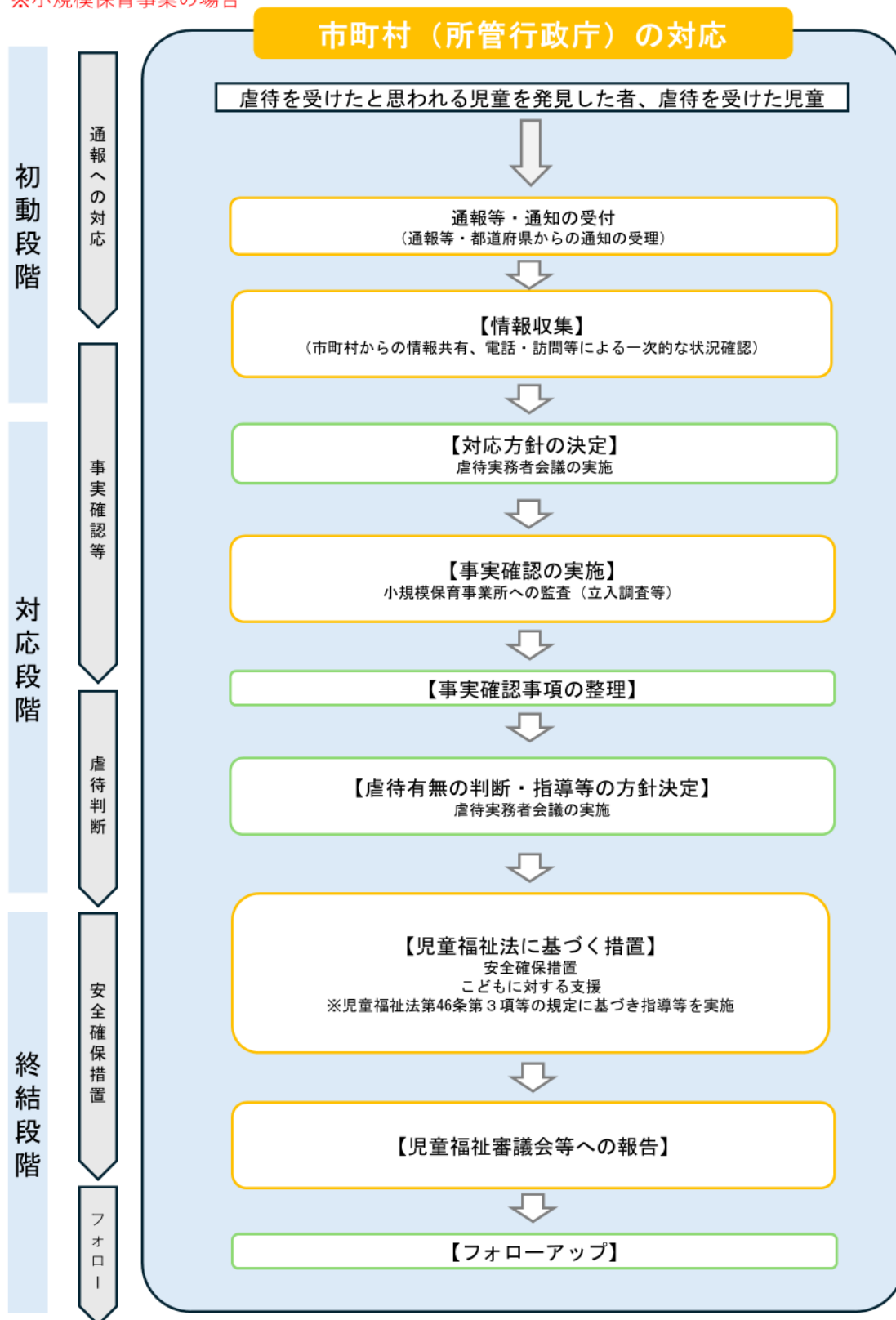
■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）



出典：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業は市町村が所管行政庁となるため、立川市が通報・通知の受付からフォローアップまで一連の対応を行います。以下は小規模保育事業の場合の対応フローです。他の地域型保育事業についても同様の対応です。

※小規模保育事業の場合

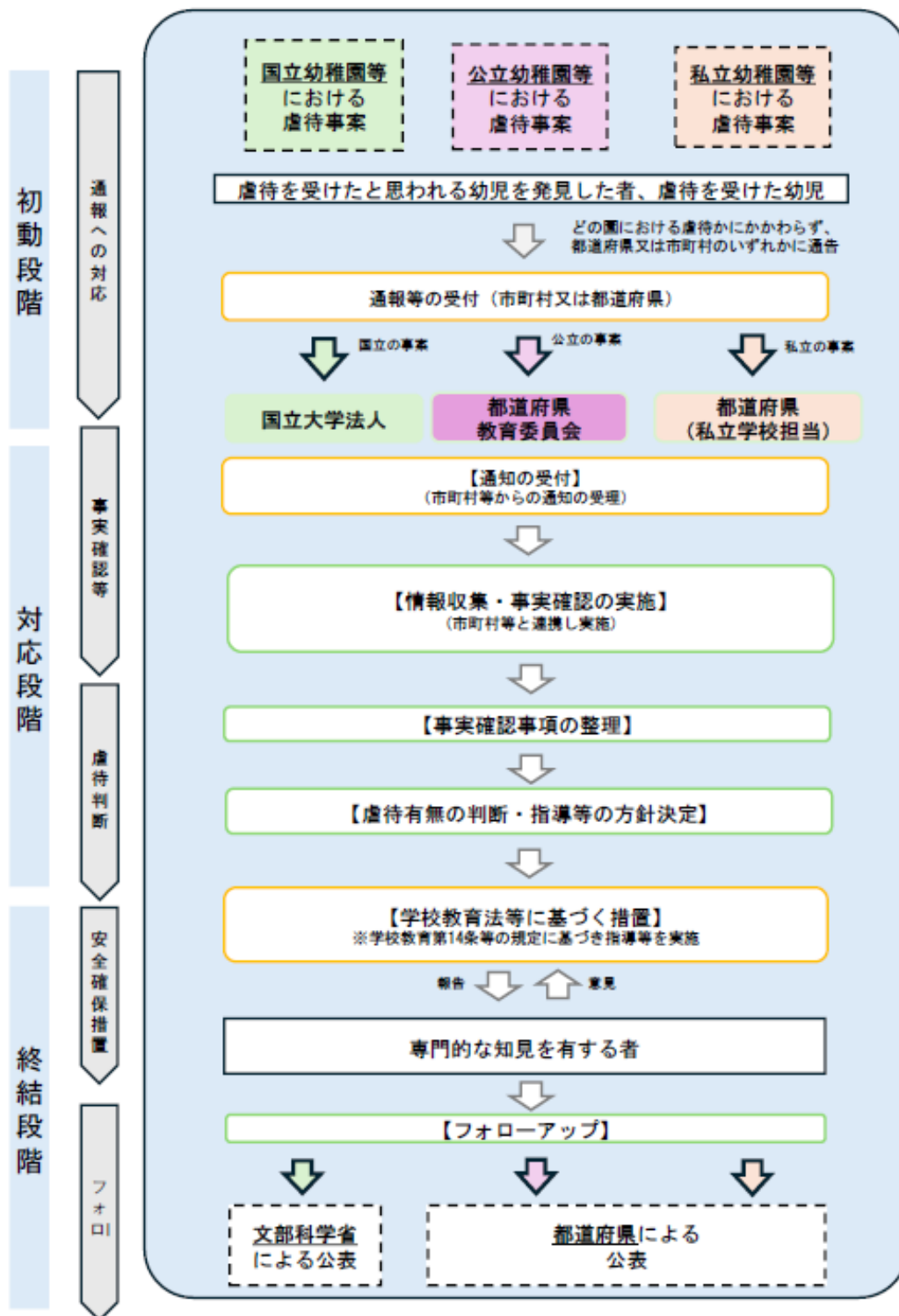


出典：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

幼稚園については、都の区市域では「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（事務処理特例条例）」を改正して権限移譲を行い、市も所管行政庁として指導監督を行っていくこととなりました。ただし、東京都全体で統一感を持った対応となるよう、権限移譲後も都が市に連携・協力することとなっています。

■虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）

※幼稚園等の場合



出典：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

4 情報収集と事実確認（根拠法令に基づく措置）

保育士等による行為が虐待に該当するかを判断するためには、まず行為の内容や行為が行われた状況等の事実を丁寧に確認することが重要です。このため、必要に応じて相談者や保育所、幼稚園等の関係者から「聞き取る」「録音を確認する」「施設内のカメラ映像を確認する」等の方法で、事実関係を正確に把握します。なお、聞き取り調査を行う際には、すべての職員に実施するなど、通報者が特定できないように十分配慮します。できるだけ多くの情報を収集して、虐待に該当するかどうかの判断材料となるよう整理します。

緊急性が高いと判断された場合や、聞き取り等の調査の結果、虐待が疑われる場合には保育所、幼稚園等に対する立入調査を実施し、事実確認を行います。その場合の根拠法令は以下の通りです。

	施設	立入権限を有する行政機関	根拠規定
児童福祉法	保育所	都道府県	第46条第1項
	認可外保育施設	都道府県	第59条第1項
	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 乳児等通園支援事業	市町村	第34条の17第1項
	一時預かり事業	都道府県	第34条の14第1項
	病児保育事業	都道府県	第34条の18の2第1項
認定こども園法	幼保連携型認定こども園	都道府県	第19条第1項

※幼稚園等については、都が立入調査を行う権限はない。当該幼稚園を所管・所轄する立場から、設置者としての管理権限や、学校教育法第14条に基づく変更命令、行政手続法第2条第6号に基づく行政指導の範囲において、事実確認を行う。

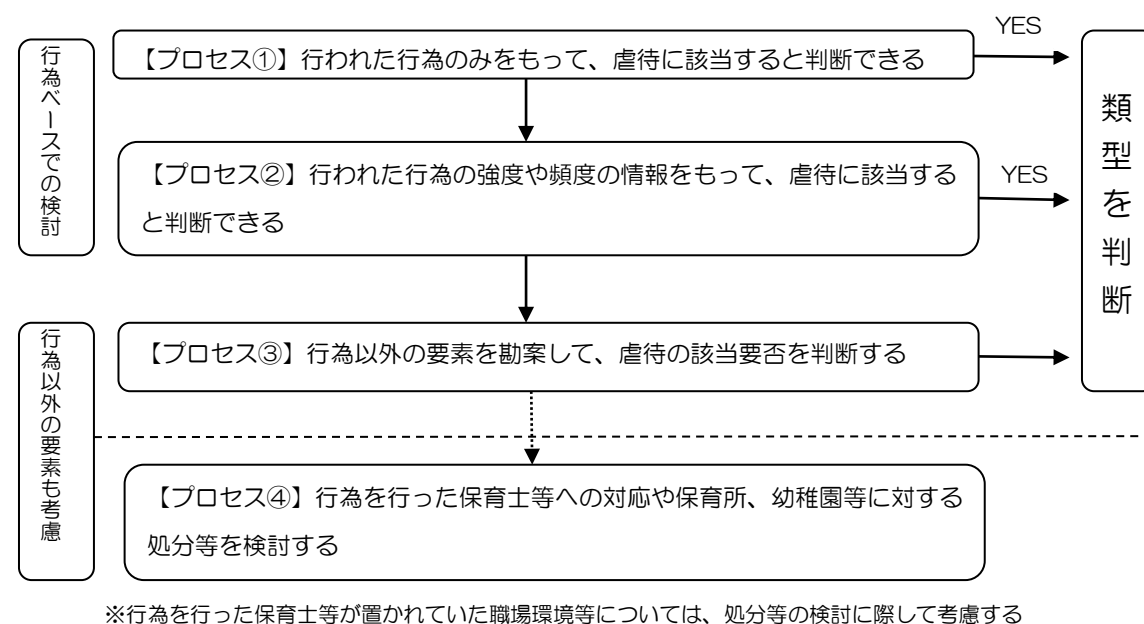
※幼稚園型認定こども園は幼稚園として指導監査を実施。その上で認定権者である都の判断により認定基準の遵守状況を調査する。

※保育所については、子ども・子育て支援法に基づき市町村も指導監督権限を有しており、事案によっては市が初動対応として保育所に事実確認することが有効な場合もある。

5 虐待の有無の判断

保育所、幼稚園等では日々様々な子どもへの関わりがありますが、改訂ガイドラインでは、「その関わりの一つ一つが虐待に該当するかどうかは、『まずはその行為だけ』で判断する」ことが一つの基準であるとされました。（プロセス①）殴る、蹴る、ご飯を押し込む、子どもへの性交といった行為はそこに至った経緯を問わず虐待と判断されますが、心理的虐待やネグレクトが疑われる行為については、虐待であるかどうかの判断が難しいものもあります。改訂ガイドラインに示された具体例を参考に検討することが重要です。（別添資料あり）

虐待の有無の判断プロセス



プロセス②ではその行為の強度、頻度を考慮しますが、行為の強度が低くても、それが特定の子どもに対して繰り返し行われているような場合には、虐待に該当する可能性があります。

プロセス③では保育士等の意図が考慮されます。特にネグレクトや心理的虐待が疑われる行為については、保育士等がどのような意図でその行為を行ったのかという観点で分析することが重要です。子どもの養護や教育といった援助の視点を持ち、他の方法や自らの行為が子どもに与える影響も考慮した上で行った行為であるのか、あるいは保育の意図が十分なく他の方法なども吟味せずに行った行為なのか、など、保育士等の専門性に基づいて事実関係を整理することも重要です。また、緊急性があったか、客観的に見て妥当かどうかとも判断される必要があります。

いずれの場合も、保育所、幼稚園等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに、特に留意する必要があります。

プロセス③でも虐待の有無の判断ができない場合には事実確認を継続し、虐待に該当しないと判断された場合でも情報共有やその後のフォローを必要に応じて続けていきます。

改訂ガイドラインでは、一義的には職場環境等が虐待の判断に影響することはなく、プロセス④で虐待が「個人の責め」に帰すべき状況であったかどうかという観点も勘案する必要があるとされています。

保育士等は、経験や自身の常識を過信することなく、子どもとの関わり方が適切なものであるか、認識のずれが生じていないかどうかを、子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、確認する必要があります。

保育士等一人ひとりの人権意識の課題（改訂前の本市ガイドラインより）

- 保育士等一人ひとりの子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でない
- 子どもの育ちや家庭環境を考慮し、慎重な対応が求められるケースがある
- 良かれと思って保育しているため、子どもの人権や人格を侵害しているという重大さに気づいていない
- 「不適切な保育」であるかどうかの判断が難しいため、一つ一つの対応が不適切なのでは？と過剰に反応してしまう

「保育所保育指針解説」（平成30年2月厚生労働省）には「保育士は倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって子どもを保育する。…（中略）…専門性の向上に絶えず努めなければならない」と示されています。プロセス③の説明にもあるように、保育士等の専門性に基づいて事実を確認していきませんが、「専門性がないこと」や「経験が足りていないこと」が直ちに「不適切」、「虐待につながる」ではありません。一人ひとりが課題を認識し、学ぶ姿勢があること、周囲がそれを支え、育てていく環境となっていることが大切です。

改訂前の本市ガイドラインでは、「不適切な保育が生じる背景」として、保育士等一人ひとりの人権意識の課題に加えて、職場環境の課題についても取り上げました。

職場環境の課題（改訂前の本市ガイドラインより）

- 「不適切」な行為を誘発する以下のような状況がある
- そうした行為が改善されにくい状況等（施設の環境、人間関係、保育所等全体の雰囲気やモラルの低下）がある
- 子どもや家庭の状況の多様化により、そのニーズに対応した個別の保育や家庭支援等のため、保育士一人ひとりにかかる負担が大幅に増加している
- 子どもや保護者一人ひとりに丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況がある
- 保育を振り返る機会がなく、保育士同士の気づきが促されない

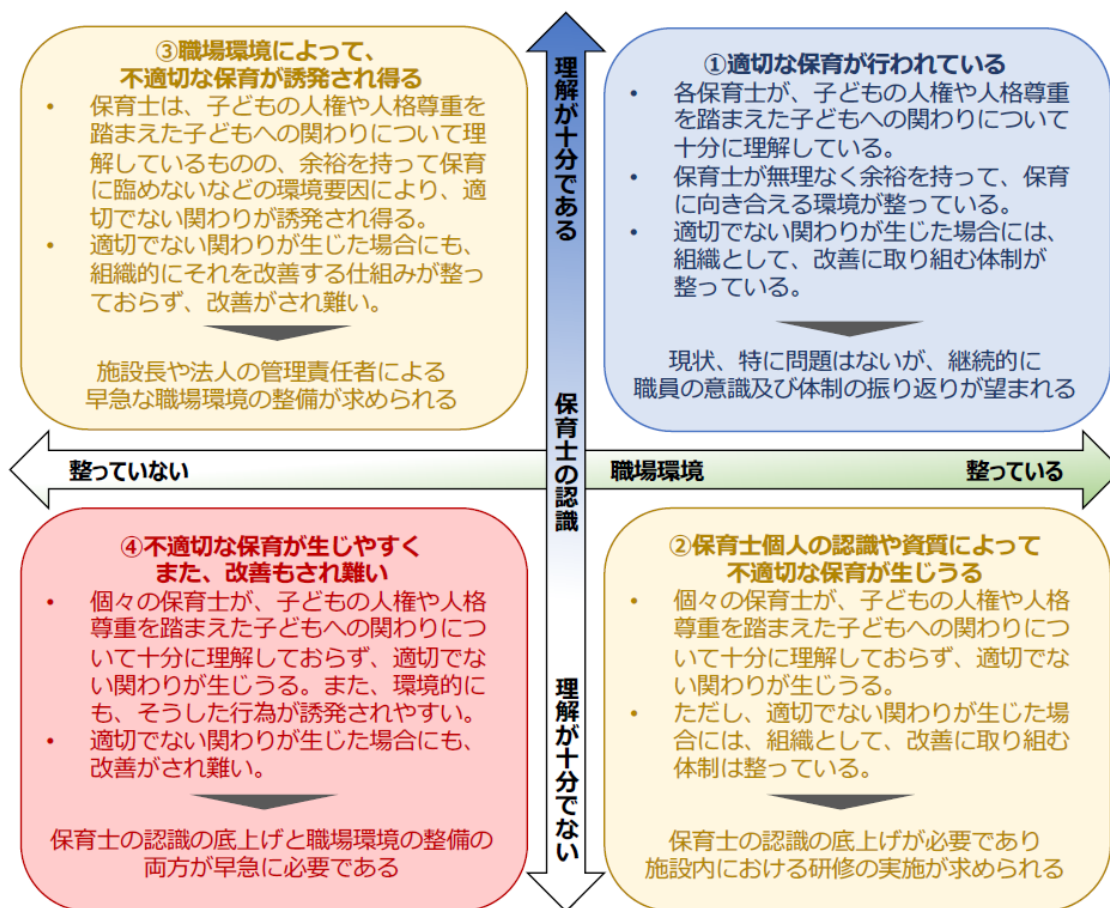
保育所等はその専門性を活かして、それぞれの子どもや家庭と向き合い、保育をしています。その中で、保育士等が時間や心のゆとりのなさを感じたり、対応の難しさに悩んだりする場面もあります。そうした時に、立ち止まって保育を振り返り、同僚と話し合う時間などがあると、不安な気持ちを落ち着け、課題と向き合い、解決する手がかりを得るチャンスとなります。自身の保育に課題や悩みを感じていない場合でも、こうした時間を持つことで、新たな気づきや反省、見直しや改善につながることもあります。

このように、職場環境の課題を解決することが「不適切な保育」を未然に防ぐ手立ての1つになるのです。

どのような事情があろうとも、子どもへの虐待は許されるものではありませんが、保育士等個人への責めだけに終わらせることなく、市や都との連携・協力で虐待をさせない園全体の体制づく

りをしていくことが非常に重要です。子どもや保護者が安心して利用できるだけでなく、そこに働く保育士等が、心から安心して働ける環境を作ることにも力を尽くさなければならないと考えます。

【不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）】



出典：「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

6 児童福祉審議会等について

所管行政庁は虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合には、児童福祉審議会等に報告することが義務付けられています。（改正児童福祉法第33条の15第1項）

児童福祉審議会等を設置しない場合は児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって、措置の内容に関し公正な判断をすることができる者をあらかじめ指定し、報告します。

立川市は児童福祉法第33条の15関係審議会（仮称）（以下、「審議会」）を設置して報告を行うこととします。

児童福祉法第33条の15関係審議会（仮称）に報告する事項

- ① 通報がなされた保育所、幼稚園等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ② 虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- ③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤ 所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥ 虐待があった保育所、幼稚園等において改善措置が行われている場合にはその内容

報告は定期的実施される審議会の場合で行われるほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めた場合には緊急（臨時）に審議会を開催し、報告することも必要です。審議会ではすべての事案の概要を報告しつつ、重大な事案や判断に迷う事案を中心に意見を求めるなど、運営方法は市が決定します。審議会の開催は、市が行う手続きの客観性・透明性を確保するとともに、専門的な立場からの意見をj得ることで、子どもの権利を擁護し、よりの確で適切な対応を講じることにつながります。子どもの最善の利益を護るという観点からも、こうした手続きを確実に行うよう努めます。

7 虐待の状況の定期的な報告・公表について

市は毎年度自らが所管行政庁である事業等での虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告します。都道府県は、毎年度市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等での虐待の状況等について下記の情報を取りまとめて都道府県のウェブサイトで公表します。（児童福祉法第33条の16）

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
① 被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けた子どもの状況（性別、年齢、心身の状態像 等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ② 虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③ その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	① 自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ② 市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

この定期的な公表制度は、虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。このため、虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるという趣旨ではありません。

公表の対象となる虐待は、所管行政庁が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、虐待を受けた子どもの状況等を集計した上で、公表します。

8 実地確認について～対応後のフォローも～

実地確認は、日常の保育の状況を確認し、保育の質の維持・向上につなげ、適切な保育の実施の一助となることを目的です。（立川市では「巡回保育」として令和5年度から実施しています）

虐待の通報を受け、その対応を行った園についても、その後のフォローのため、必要に応じて実地確認を行います。

(1) 実地確認の進め方

① 方法

○施設的环境、人員配置、保育内容、子どもへの関わりの様子、安全・衛生面等を確認し、必要に応じて助言を行います

○保育に支障のない範囲で、保育士等へのヒアリングを行います

② 確認する内容

○子どもの人権擁護について、以下のような関わりがないかどうか

子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり
物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
罰を与える・乱暴な関わり
子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
差別的な関わり

○保育所、幼稚園等の業務や職場環境について

保育所、幼稚園等の業務体制、安全衛生面の管理
保育士等の負担、行事等の業務の負担
職場の人間関係（全体の雰囲気、保育士等同志の関係性、上司と部下の関係性など）
保育の振り返りができているか、職員を育成する体制が整っているか など

○保育所等から実地確認のご要望を受けて実施することもできます

(2) 実地確認の実施体制

① 実地確認は、指導検査（子ども・子育て支援法第 38、50、56、58 条）に従事する職員で実施します。

② 不定期に実施します。事前の予告なく実施する場合があります。

虐待防止のため、保育の改善に向けてどのように取り組めばよいのか、取り組んでいるが思うように成果が上がらない等、実地確認の機会を利用して課題を一緒に考えます。

(3) 実地確認後の検討と報告

実地確認後、担当職員や関係部署と調整を行った上、「実地確認（保育環境確認・ヒアリング）報告」にて講評し、改善が必要と思われる事項や解決方法を文書により送付します。

実地確認で法令等の違反がみつかった場合や、虐待対応後の改善が見られない場合などは、指導検査や特別指導監査の実施を検討します。

9 相談窓口

虐待と疑われる事案が発生した場合に速やかに対応し、子どもが重大な被害を受けることを防ぐため、保育士等や保護者が速やかに相談できるよう、相談窓口を設置します。

立川市相談窓口

保育所、幼稚園等で虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに都又は市に通報しなければなりません。また、虐待と疑われる事案を保育所、幼稚園等で発見した場合にも、保育所、幼稚園等は状況を正確に把握するとともに、市に設置した相談窓口で速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要があります。保育所、幼稚園等で解決しない場合や保育所、幼稚園等や運営法人に直接相談できない内容がある場合にも、相談することができます。

立川市保育課 （電話）042-523-2111（内線1320 保育指導支援係）
（メール）hoiku@city.tachikawa.lg.jp

※ 保育所等については、苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を各施設に設置しており、相談・問い合わせをすることができます。相談・問い合わせ先は、各保育所等から書面交付された入園のしおりや重要事項説明書に記載されているほか、各保育所等の見やすい場所にも掲示しています。

【参考資料】

- 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月、株式会社キャンサースキャン）
- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月、こども家庭庁）
- 「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）
- 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」（全国保育士会）
- 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和7年8月こども家庭庁 文部科学省）

（別添資料）以下は改訂ガイドラインを参照しています。

■行われた行為のみを持って、基本的には虐待に該当すると判断できる行為の具体例

行為類型	具体例
身体的虐待	・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 など ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・下着のままで放置する ・必要のない場面で裸や下着の状態にする ・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・性器を見せる ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる ・わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など
ネグレクト	・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車に放置する ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・泣き続ける子どもを長時間関わらず放置する ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・適切な食事を与えない ・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・虐待等を行う他の保育士等の第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・その他職務上の義務を著しく怠る など
心理的虐待	・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・他の子どもとは著しく差別的な扱いをする ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮辱的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） ・子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

■行為の強度・頻度を十分に考慮する必要がある具体例

身体的虐待になりうる行為	・子どもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張り子どもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある
性的虐待になりうる行為	・子どもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある
ネグレクトになりうる行為	・保育士等が複数の子どもを相手にしているところ、子どもの問いかけに応えないという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、特定の子どもの問いかけに継続して応えず無視するような場合には「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある
心理的虐待になりうる行為	・例えば、子どもを静かに叱るという行為自体は虐待には該当しないが、同じ子どもを不必要に何度も、あるいは長時間にわたり叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある

■保育士等の意図を考慮する場合の具体例

身体的虐待になりうる行為	・基本的には保育士等の意図は考慮しない ・子どもに危険が差し迫り安全を確保するためにやむを得ず行った行為が心身を傷つけてしまったとしても、その行為は直ちに身体的虐待に該当するものではない
性的虐待になりうる行為	・基本的には保育士等の意図は考慮しない ・愛着に課題がある子どもから身体接触を伴う行為を繰り返し求められ、それに応えるために繰り返しスキンシップを行ったとしても、直ちに虐待に該当するとは言えない
ネグレクトになりうる行為	・保育士等の意図を十分に考慮する ・「子どもを一人にする」という行為は、外形的には子どもを「放置している」ものと評価される可能性があるが、子ども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、子どもが一人になった際に、保育士等に子どもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えない
心理的虐待になりうる行為	・保育士等の意図を十分に考慮する ・悪いことをした子どもに対して、その行動がなぜ悪かったのかを考えさせるような働きかけの一環として、いわゆる「叱る」行為自体は否定されるものではなく、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めながらも、子どもが自分の行動を振り返り、きまりを守る必要性を理解するきっかけとして教諭すること、他の方法も考慮した上で必要とされる場合がある。 ・子どもの安全に関わるような場面（園外活動で子どもが道路に飛び出しそうになる等）では、とっさに大声で注意することも考えられ、それは直ちに虐待に該当するものではない。一方で、そうした緊急的な場面でないにも関わらず、怒鳴るなど、言葉や態度による脅かし等によって威圧的に叱ることは心理的虐待に該当し得る。

※保育士等の意図の妥当性について

子どもの養護や教育といった援助の視点を持ち、他の方法や自らの行為が子どもに与える影響も考慮した上での行為であるか、あるいは保育の意図が十分なく他の方法なども吟味せずに行った行為であるかなど、保育士等の専門性に基き丁寧に事実関係を整理することが必要である。また、意図の妥当性の判断に当たっては、状況の緊急性を考慮する必要がある。さらに、本人の思い込みによるものは考慮されるべきではなく、その意図が客観的に見て妥当性を有しているかどうか判断されるべきである。